

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年10月31日(金) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時22分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小太刀 孝 之 福 田 裕 司

欠席者 委 員 松 本 喜 一

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

栃木市職員(子育て総務課主査) 厚 木 雅 之

栃木市職員(元こども未来部長) 小 川 稔

事務局職員 課 長 野 中 繭実子 係 長 小 林 康 訓

主 任 斉 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年10月31日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。

本日は、本件について、厚木雅之さん、小川稔さんの2名から証言を求めることにいたします。

委員各位に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係しない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。

それでは、能率的な議事進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、証人の入場時の際の撮影についても、これを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

最初に、厚木雅之さんに入室していただきます。

〔厚木雅之証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 厚木雅之さんにおかれましては、本日はお忙しいところ、ご出頭いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（厚木雅之君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年10月31日、厚木雅之。

○委員長（内海まさかず君） ご着席ください。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） 証人は宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。着席のままお願いいたします。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力お願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

今回の百条委員会の目的は、行政の事務事業が適切に行われたかの調査を行い、問題点を指摘し、改善していくことを目的としております。百条委員会として、職員個人の責任を追及することは考えておりませんので、そこはご理解ください。

当時の状況をそのまま証言していただけることが、栃木市政の、行政の改善につながります。そのことをご了解していただければと思っております。我々の調査の中で、当時の学童保育事業を行政が運営していくことは大変厳しい環境であったことが判明しております。職員各位の尽力に感謝していることも述べて尋問に入りたいと思います。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは厚木雅之さんですか。

○証人（厚木雅之君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（厚木雅之君） 地方公務員です。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回の証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論することはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、そのときにはお申し出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私からも質問をさせていただきます。

まず、厚木証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

委員の皆様からご質問がある場合はお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 厚木証人におかれましては、大変お疲れさまでございます。

今回の百条委員会に提起されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の調査期間は、令和3年度から令和6年度までとなっておりますが、この調査期間内での役職及び主な職務内容をお伺いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 令和3年から4年に関しましては別の課に所属しておりましたので、この件には一切関わっておりません。令和5年度につきましては、係の庶務及び直営の学童保育の承認事務であったりとか、そういった面を主に担当しておりました。令和6年につきましても、引き続き承認事務並びに施設、今回の補助金とかですか、そういった関係も年度途中から担当するようになった形になります。

以上になります。

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ご苦勞さまでございます。

私のほうからは、当該事業、陽光学園ひまわり学童クラブについて、詳細な関わりがあるかどうかの確認だけお聞かせください。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 令和5年度につきましては、直営の学童保育の承認事務とかをメインに年度当初はやっておりましたが、年度途中からこの事務に関わってきたという形になります。

以上になります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 年度途中といいますと、令和5年の多分9月、10月でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 具体的な、いつ頃というのは覚えていないのですけれども、その頃か、その頃になるかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 皆さんに聞かせてもらっております。補助対象者、陽光学園の代表者であると佐山和章氏との関わりについてお聞きいたします。電話やメール、対面も含め、まずはお話をされたり、関わったことはございますか。

- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 何回かあります。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） そのお話の内容、言える限りお話ししていただけますか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） この補助金に関してということによろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） そこはお任せします。補助金に関わることだと判断されることをお願いいたします。
- 証人（厚木雅之君） 補助金に関して、初めてお会いしたのは12月かなと思います。ただ、佐山さんとは7月頃に別の事務の関係で、1度お会いしたことはあると記憶しています。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 別の事務というのは、この事業とは関係ないものということによろしいでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） はい、そうです。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 確認します。12月というのは、令和5年の12月頃ですか。
- 証人（厚木雅之君） 令和5年の12月です。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 関わりはあったということで、お話もされたと思いますが、そのときの佐山氏の印象はどのように感じていることを覚えていますか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 特にどういったという印象はないのですけれども、いつも笑顔でいる方かなという印象はあります。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、対象法人の役員、園長なども含め、関係者と電話、メール、対面等で関わりはあったでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 先ほどと同じ感じになってしまうのですが、園長とは7月に陽光学園に別の関係でお伺いしたときに、佐山さんのほうから、園長を含め、板倉校の職員、板倉校に伺ったので、園長ですというような、職員ですみたいな感じで紹介をされた記憶はございます。
- 委員長（内海まさかず君） それは令和5年でしょうか。

- 証人（厚木雅之君） 令和5年です。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） この事業に関する内部通報、情報提供等、何かお話を聞いたことはありますか。内容はまだ聞きませんが、ありますか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 情報提供の内容に関わることは一切お答えできませんので。
- 委員長（内海まさかず君） そのようなことがあったのかというのは。
- 証人（厚木雅之君） 情報提供があったのかということによろしいですか。すみません。情報、園長からという。
- 委員長（内海まさかず君） では、質問を明確に。大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 園長だけではなく、理事も含め、関係者からの情報提供は、まずあったのか、なかったのか、お聞きします。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 情報提供の内容に関わることなので、そこはお答えは控えさせていただきたいと思います。
- 副委員長（大浦兼政君） だから、あったということでしょう。ある内容が。
- 証人（厚木雅之君） いや、理事から、園長含め理事からと言われてしまうと。
- 委員長（内海まさかず君） 今の聞き方は、関係者からあったかどうかということなのですから、その部分。内容のことについてはお尋ねはまだ、お尋ねはしておりませんので。これは周知の事実になって、委員会でも発言されていることなので。
- 証人（厚木雅之君） 関係者、園長含め誰でもいいというイメージですか。申し訳ありません。であれば、情報提供はありました。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それは厚木さん自身が聞いたことなののでしょうか。それとも課内での認識になるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 答える……
- 委員長（内海まさかず君） そうですね。
- 証人（厚木雅之君） 聞きました。
- 副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。
- 委員長（内海まさかず君） 関係者から直接聞かれたということですか。
- 証人（厚木雅之君） はい、そうなります。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実はいろいろな場所でという話が出てきましたが、それはこの現場でしょうか。すみません。回数についてなのですが、1度なのか、それ以上なのかの確認をしたいと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 情報提供者ということでよろしいでしょうか。

○副委員長（大浦兼政君） はい。

○証人（厚木雅之君） 情報提供は1回のみなので、1度だけになりますかね。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そこのお話を聞いた場所は、市役所庁舎内ですか。それ以外ですか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 市役所内で聞きました。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大変本日はお疲れさまでございます。

厚木証人のお話の中に、一番最初に令和5年の7月に板倉校で佐山氏とお会いしていらっしゃるということでした。当該事業と直接関わりがあったか、ないかはさておきまして、どのような要件で板倉校に赴かれたのか、伺いたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 運営費、委託料のほうの支払い事務に関して、必要な書類を取りに行きました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それは藤岡校の運営委託費ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） はい、そうなります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、なぜ藤岡校でなく板倉校だったのか。その理由等についてはお分かりになっていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 詳細な理由は分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、板倉校で会いたいというお話は先方からのお話だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 直接、私がやり取りしていたわけではなくて、私が藤岡地域に別の要件でや
っぱり行っていたときに、ついでに取りに行っていきたいという話があったので、そちらに伺ったと
いう形になります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 本来であれば、藤岡の委託費等については藤岡校で関係者を含めお話をす
るのが普通だと感じるわけですが、それは向こうのほうから場所指定があったということですから
も、そのとき藤岡校の視察も含めて行かれたのでしょうか。それとも、藤岡校には行ってらっし
やらなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 私は書類を取りに行っていきたいと言われたので、そのときは一切藤岡校には
行っていません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 大変申し訳ございません。先ほど一つ聞き忘れました。

情報提供関係は、あるということで、ご本人もこの庁舎内でお話をされたということは事実とい
うことですが、その記録は存在しますか、しませんか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 記録は存在しています。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 事前に委員から今後の会議を秘密会にしたいとの申出がありました。
これを諮りたいと思います。

これからの会議を秘密会とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

ただいまから秘密会にいたします。

少々お待ちください。

〔傍聴者退室〕

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

〔傍聴者着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、会議を再開いたします。

公開の委員会といたします。

委員の皆様、何かありますでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 現地確認のことは、現地は確認したことでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） はい、現地確認はしました。

○委員（針谷育造君） そうしますと、現地確認の工事前の状況を確認はいたしましたか、改修前の。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人、もう一度お答えいただければと思います。

○証人（厚木雅之君） 私は確認はしていませんが、いなかったなので私は確認していません。

〔「ああなるほどね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 写真等も、前の状況等についてはいかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 写真では見たことがあるとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、後の問題は目できちんと確認したということでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 改修後につきましては、12月に途中経過、3月末に完了確認ということで、一応現場は見させてもらったので、確認はしています。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） ビフォー、アフターという話もありますけれども、前については、今お答えいただきました。後についての現場確認はしたということですが、その中に見積書が添付されて、工事の内容が説明されたと思うのですけれども、私なんかも一式という工事のまとめ方が、請求の仕方、そういうのは不思議に思いませんでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） そのときは不思議には思っていなかったです。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 今となってはいかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 今の意見って、言うべきなのですか。

○委員長（内海まさかず君） お答えいただかなくても結構です。

○証人（厚木雅之君） 一式って、個別に表記できるものであれば表記したほうがよかったのかなとは、今思えば感じるところです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、ちょっと私のほうから資料のほうの提出をお願いさせていただきます。古いほうの赤インデックス1の5、どこでもいい、ほかでもいいのですが、岩舟校の請求書、見積書が添付されている書類ということで、取りあえず一番最初に出された黒塗りの書類を出させていただきました。黒塗り書類の金額等について、厚木証人は当初から御覧になっていたかと思えます。その金額の正当性について、部署内で論じたことはあったでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 金額は内容について話した記憶はありません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 内容について話した記録はないということは、言い換えますと、この金額が正当かどうかの確認もしていなかったと取れるのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 高い、安いということなのだとは思いますが、そういった話をしたかどうか、ちょっと記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、金額のほうから物品についてのほうに質問させていただきますが、岩舟校において160万円を超えるA3カラーコピー機のほうが導入されております。昨日の田沼係長のほうからも、課内で、ちょっと高いのではないかと、必要なかどうかというお話が出ていたというふうに聞いております。それについて、厚木証人も同意されますか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） そういう話をしたかということですか。高いと思ったかということですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○証人（厚木雅之君） 私はちょっと覚えてはいないですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 令和6年の3月28日、現地確認をされていて、その確認をしましたということで、厚木証人の判こが押されたものが上がってきております。ということは、新しい岩舟校の内部を全部確認してきた中で、当然このカラーコピー機160万円を超えるものがあつたと。田沼さんにおかれましては、あつたのは確認しているということでございましたが、果たしてこのスペックのカラーコピー機が、当時7人ほどしかない学童保育の現場に必要なかどうかということについての論議はございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 必要か、不要かという話は、した記憶はありません。法人側が必要だということであれば、コピー機は当然必要なものなので、認めたというか、という形になるかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、コピー機は必要だということであれば、コピー機にもいろんな種類がございまして、価格も様々でございしますが、通常、学童保育の使用頻度等考えますと、このスペックのものが必要と感じるのであれば、値段が幾らしても、それは認めるというのが当時の考え方だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） どこまで認めて、どこまで認めないという話をしたことはないので、ちょっと当時どういう判断かと言われると、判断していないというか、分からないとしか、ちょっとお答えができません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 別にそれを追及しようとして言っているわけではなくて、当時の課内、確かに証人が、皆様、口をそろえておっしゃるとおり、人員が足りなくて、非常に多忙な毎日の中、業務に精励されていたということは伺っております。秘密会の中で本当は言うべきだったのでしょうか。それとも、もともとそういったものを精査するというような習慣がなかったと捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） ちょっと令和5年度に来たので、習慣と言われると、ちょっと過去のこと分からないので、そこについては何ともお答えはできません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、質問の方法を変えます。市役所内では、こういったものの金額妥当性について、何をもって基準として判断をしているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木さんが関わった中で、同様なことがあった場合のことということですね。経験した中でお話しいただければと思います。

○証人（厚木雅之君） 同じようなことはあまり経験したことないのですが、国の補助事業とか絡んでいるものに関して言えば、見積書、2者必要だというふうに国のほうからもう指定されているものもあつたりもしますので、物によるというか、補助金とかの種類にもよるのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、このカラープリンターについてはいいのですが、パソコンも4台購入されております。これについて現地で確認をされましたか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） はい、パソコンは確認しています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

- 委員（広瀬義明君） 4台購入されておりますが、4台とも確認をされたのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） ちょっと台数が何台あったか、当時、4台確認したか、ちょっと分からないですけれども、パソコンがあったのは確認しています。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） すみません。追加の書類提出を許可願います。
- 委員長（内海まさかず君） はい。
- 広瀬委員、資料の説明をお願いします。
- 委員（広瀬義明君） 資料が、赤インデックスの2の1です。2の1の中にあります令和5年ひまわり学童保育岩舟校補助金補助対象経費の修正についてということで、こちらも証人が関わりになっていられるものだと思いますが、それについて間違いありませんよね。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） 今年度の調査は関わっております。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） それについてお伺いします。先ほどパソコンが4台あったかどうかまで、数は確認していないということでした。この調査を行っていただくに当たって、2台が使われていないのを確認し、なるべく活用していただきたいということをお伝えしてきたと記録に残っております。ということは、当時から、4台中、全てが使われていたということにはつながらないのではないかと思います。4台配備をされ、当初から4台が使われていたかどうかということについては、使われていたであろうというよりも、台数については覚えていないということで間違いございませんね。
- 委員長（内海まさかず君） 繰り返しになりますが、厚木証人、お答えいただければと思います。
- 証人（厚木雅之君） 令和5年度に現地確認した際に、パソコンが4台あったという、4台あったのか、3台あったのかという記憶は今はないということになります。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） これは私の私見をここで申し述べるつもりもないのですが、それではダウンライトですとか、そういったものが多くの数、使われずにおいた。いわゆる未施工であったということですが、現地確認をしたときに、購入された台数分のライトがきちんと取り付けられていたか、数量までは確認はされていなかったということですのでよろしいのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。
- 証人（厚木雅之君） その確認は漏れていました。確認はしていませんでした。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） ちなみに我々の調査によりますと、皆さんのこの調査によりまして、藤岡校

で使われるべきであったライトが、1つ、板倉校のほうにどうやら使われているらしいと、行っているらしいということが、皆さんの調査で判明しております。ただ、板倉校にあるかどうかの確認はしていないということでございましたけれども、それを確認ができなかった理由についてお伺いさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 板倉校に置いてあるというような発言だったのかなと、私は記憶しているのですけれども、今年度伺った際は、やっているか、やっていないかという視点で見に行きましたので、やっていないのであれば対象から外すという形で考えていましたので、板倉に実際にあるのかまでは確認はしていないという形です。拒否されたとか、そういうわけではなく、確認をしなかったという形です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 加えまして、請求書のほうも幾ばくかの疑義が生じて、139万円でしたか、総額、金額に差異が生じているところがございますけれども、この差異というのは当時確認、そして書類が提出されたときに現地確認と併せて見抜けなかったものだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） ごめんなさい。具体的にどのことになりますか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。例えば、いなかったのですよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 失礼しました。では、請求書については結構でございます。

ちなみに、これは資料提出いただいたときにいらっしゃった、証人もいらっしゃったので、お伺いしますが、従前、我々がいただきました提出書類の中で、岩舟校の領収書が入っているものがございました。ちょっと資料的に、資料は結構です。資料番号は結構なのですが、最近、改めて提出いただいた新しいほう、皆さん、新しいほうのインデックスにあります岩舟校分に、以前は附属されていなかった領収書が、今度は添付されていると。そういったものがございまして、それについては、なぜなのだろうとずっと疑問に思っていたのですが、お分かりになりますかね。

○委員長（内海まさかず君） もうちょっと具体的に説明していただければと思います。

○委員（広瀬義明君） 新しい資料は1の3でございます。

○委員長（内海まさかず君） 1の5にもある。

○委員（広瀬義明君） 前の資料は1の5になりますね。

○委員長（内海まさかず君） 補助事業実績報告書。

○委員（広瀬義明君） このうち、タヌマ内装さん分と三菱電機ビルさん、この2つの支払いに関するものが、以前は添付されていなかった。それが一番最近、今月に入ってからいただいたものには

添付があったと。そういったことって、あり得るのでしょうか。

- 委員長（内海まさかず君） 具体的にいくと、支出負担行為の書類にないけれども、支出がされており、後日、業者から支払い証明が出された。ちょっと資料を理解するので、少しお時間かかるかもしれませんが、支出負担行為の中で、支払いましたよというものが添付されていないのに、いなかったのですけれども、それが新しく、百条で資料を請求すると業者のほうから出てきたと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員長（内海まさかず君） ごめんなさい。業者からではなくて、新しく出てきた資料だけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員長（内海まさかず君） 分かればなのですけれども、多分。

- 委員（広瀬義明君） すみません。証人、もし分かりづらいようでしたら、質問を少し変えさせていただきます。今、1の3と赤いインデックス、新しいほうの1の3というのが、業者のほうから出てきた資料だということで、業者から出てきた資料にはきちんと支払いの領収書を証明する書類がついているのですが、それまで補助金を申請する、市で作成した、所管で作成した、それまで、これは陽光学園のほうで作成するのが普通なのですが、そこには、今申し上げたタヌマ内装さん、そして三菱電機ビル、この2つの支払いを証明する書類がなかったのです。それなのに補助金申請が通ったということが、私は不思議でならないのですが、その理由についてご存じでしょうか。

- 委員長（内海まさかず君） 証人、答えることができますでしょうか。分からなければ分からないで構いません。

- 証人（厚木雅之君） 市で作成した負担行為等に領収書がついていないよということですよ、最終的には。ということですよ。

- 委員長（内海まさかず君） はい。

- 証人（厚木雅之君） 当時の判断として、三菱電機さんとかで請求書が出て、払わないということは当然、そもそも請求書の添付が必須ではなかったということもありますし、請求書が出ているということは当然完了して支払うべきものであるという考えの下で、請求書がなくても認めた。そのまま進んだという形になると記憶しています。

- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

- 委員（広瀬義明君） それでは、市の考え方としては、請求書があろうとなかろうと、領収書があろうとなかろうと、使用用途がはっきりして、工事をしているということであれば、補助金を下ろすのに、条件としては差し支えないという判断で行っているということですよ。

- 委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

- 証人（厚木雅之君） 全ての補助金等がそういうことではないかとは思いますが、今回に関してはそういう判断をしたという形になります。

- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 全てがそうではないけれども、今度は、今回については、そういう判断をしたというその判断の根拠というのはどこにあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 具体例はちょっとあれですけども、過去の経験でも、請求書がないといけないものと、請求書がなくてもオーケー、あってもオーケーというか、どっちの補助金も多分制度としてはあると思うので、一概にこれはいい、これは駄目とかということではないと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） その点については、多分水かけ論になっていきそうなので、申し上げませんが、それでは、これは一般論の確認になりますが、請求書だけでは、我々民間は証拠にはならない。証拠としては、やっぱり支払いましたというものが最後必要になってまいります。例えば支払いが仮にないまま済んでしまった。この金額を確かに使用しておりますという根拠がなければ、実際にこの補助金が満額きちんと使われていたという証拠にならないと私は考えるところでございます。ここから先については証人に何うことでもないので、今までの証人のお話で了とさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今、資料的には1のほうを見ているのでしょうか。それで、まず請求書の株式会社シンアイさんですけども、請求書が880万円、税込みでね。その明細がその裏にずらっと載っているんですけども、私、この明細のほうを計算したところ、804万3,000円となるのです。値引きというふうに、4万3,000円を値引きしますよというふうな項目はないので、この800万円ちょうどで、消費税込みの880万円というのは、そこら辺のチェックというのはなされていなかったということなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） チェックをしていなかった形になります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、ちょっとページをめくってもらって、これはTechDesignか、TechDesignの161万7,000円と132万円の分かな。これを合わせたやつの振込の記述というか、があるのでですけども、これは通帳の写しかなと思うんですけども、誰の通帳かというの、この表示では分からないですね。そこら辺のチェックもしていなかったということなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 厚木証人。

○証人（厚木雅之君） 金額のみでチェックをして、通帳では確認をしていませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君）　そういうことはあり得るのですか。

○委員長（内海まさかず君）　厚木証人。

○証人（厚木雅之君）　ちょっと過去のことはちょっと分からないところはありますけれども、本来であれば口座名義とかはつけておくべきだったのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君）　小平委員。

○委員（小平啓佑君）　今の口座のお話です。これは求めたけれども、口座を持ってきてくださいますか、こっちでコピーしますからとか、表面の部分もコピーと一緒に出してくださいますか、そういう請求手続をしたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　厚木証人。

○証人（厚木雅之君）　具体的に表紙を取ってほしいとかというふうには言っていないとは思いますが。支払いが分かる書類が欲しいというような伝え方をしていますので、そこまでは求めていません。

○委員長（内海まさかず君）　この支払いに関しては、厚木証人が関わっていらっしゃるのでしょうか。支払いの部分ですね。岩舟校の書類、その他のところで。

○証人（厚木雅之君）　そうです。はい。やっていましたので、関わりはあります。

○委員長（内海まさかず君）　小平委員。

○委員（小平啓佑君）　そうすると、補助事業者のほうで何か資料提出を拒んだとか、そういう話ではないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　厚木証人。

○証人（厚木雅之君）　はい。特に拒まれた記憶はありません。

○委員長（内海まさかず君）　小平委員。

○委員（小平啓佑君）　この書類については、当然係長、課長と見てもらうわけですがけれども、この口座の写しも含めて、これでは駄目だとか、そういう助言とかアドバイスとか、そういう話はあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　厚木証人。

○証人（厚木雅之君）　あったか、なかったか、ちょっと記憶にはありません。

○委員長（内海まさかず君）　皆様、ほかにありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内海まさかず君）　最後に私のほうからお尋ねしたいと思います。

岩舟校の改修に関しては、12月に1度行かれているという話でしたがけれども、そのときどのぐらいまで進んでいるかなというのは覚えていらっしゃいますでしょうか。

○証人（厚木雅之君）　具体的には覚えていませんが、壁紙はまだやっていないなと思った印象があります。

○委員長（内海まさかず君）　支払いは9月に880万円という支払いが済ませているのですけれども、

でも、普通ならば、工事が終わった後、お金を払うでしょうけれども、今回、これは工事よりも先に払ってあるのではないかなというふうには思いましたが、すみません、これは私の感想です。聞かなかったことにしてください。

それと、あと、当時の職場環境について、これはちょっとどうしても、証言を求めるところではないのですけれども、我々の調査でも、また昨日の部長の答弁でも、100時間を超える残業をするだとかというような状況であったということがあるのですけれども、厚木証人が勤務をしていて、職場の状況というものはどのように感じられていましたでしょうか。答えづらかったら答えなくてもいいのですけれども。

○証人（厚木雅之君） 多分、さっき、今までお話の中、人が少なかったとかという話があったのかと思うのですけれども、人は少ないという印象というか、はありました。1人当たりの負担が大きいなというのは感じました。

○委員長（内海まさかず君） 以上で厚木雅之さんに対する尋問を終了いたします。

厚木雅之さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。

ここでご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

〔厚木雅之証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。再開は1時に再開いたします。

(午前 11時 41分)

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

○委員長（内海まさかず君） 次に、小川稔さんに入室していただきます。

〔小川 稔証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） どうぞおかけください。

小川稔さんにおかれましては、本日はお忙しいところご出頭くださりまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助

産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出お願いをいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立願ひます。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書を朗読願ひます。

○証人（小川 稔君） 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓ひます。令和7年10月31日、小川稔。

○委員長（内海まさかず君） ご着席願ひます。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） 証人は宣誓書に署名、押印を願ひます。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるよう願ひいたします。

また、証人及び委員におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言を願ひいたします。その際は着席のまま願ひいたします。

委員の皆様へ申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力願ひいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう願ひいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは小川稔さんですか。

○証人（小川 稔君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（小川 稔君） 地方公務員です。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回、証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論することはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、その際にはお申し出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私が総括的、また補足尋問をいたします。

小川証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

委員の皆様からお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 小川証人におかれましては、大変お疲れさまでございます。

今回の百条委員会に提起されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の調査の期間は、令和3年度から令和6年度までとなっておりますが、調査期間内で役職及び主な職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 役職につきましては、こども未来部長。業務の範囲については、現子育て総務課、それと保育課、こども家庭センター所管業務が私の所管となっております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 確認したいと思いますが、令和5年度、6年度のこども未来部長でいらっしゃったということよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 本日は大変ご苦勞さまでございます。

私のほうからは、陽光学園ひまわり学童クラブの関わり方ですか。一応部長という職は分かるのですけれども、その関わり方、詳細についてお伺いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 私と直接陽光学園の方とお会いしたことはございません。現場において、それぞれ補助の申請で担当者が関わりを持ち、また運営状態に入ってから、そこを担当のほうで見て回る。あとは月報とか、そういったものを所管課のほうで提出を受ける。そういったような関わ

りです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そういうことについての確認、承認ですか、ということよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい。担当課の部分を統括している部長であったということの承認ということになります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今、陽光学園の方とはお会いしたことないと言っていました。ごめんなさい。個人名を出して再度の確認します。代表者である佐山和章氏及び陽光学園の理事等を含む関係者、誰ともお会いしたり、電話で話したり、メールでのやり取りもないということよろしいということですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 私の記憶している限り、一切ございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今までの調査の中で、内部通報的なもの、情報提供というものがあったという事実が確認できました。部長として、当然それはあったということはお存じですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、それは承知しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、内部通報のときも担当者、どなたかが話したということで、部長としては話していないということになります。現場にどなたかが、例えば栃木市役所にやってきて情報提供を行っているという事実があった。その日がいつだったのかとか、その現場にいて、今、そういうこと言われているのかなと分かる記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） その内容がどういう内容か、そこまでは承知しておりませんが、担当のほうで報告を受けているという話は伺っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すぐさま課長や部長、上級職の方への報告は遅滞なく行われましたか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい。そういったことに限らず、緊急性があるものについては、当然口頭で、課長、そして私、部長であった私のほうにも報告は上がります。そういう状況でした。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） 例えばそれは市役所内部で、相手方がやってきた場合に限らず、どこかに行つて言われたことも含め、全ては把握しているということによろしいでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） 当然そこで担当の者に相談とか、様々な通報もあったかと思ひますけれども、やはり重要なもの、そういったものについて、上がつてきていたというような記憶はございます。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それは、現在、記録簿として記録上、全て残っていますか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） 全て残っているかどうかは、私の記憶にはちょっとございません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 全てでなくても、今現在あるという事実は、記録があるという事実はご存じでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） どの記録なのかは分かりませんが、重要な案件であれば記憶は残っているものと考えております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 記録を残すことに対する決裁、許可というものは部長がするものではないのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） その案件の内容によって、課長であったり、その重要性があれば部長まで上がる、そういったような決裁になっていたと記憶しております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、部長として決裁が必要な情報提供は現にあって、それが資料として残っているという事実はございますか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） すみません。今となつては、あつたような気もしますが、そこは定かではございません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、その内容も覚えていないということでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 小川証人。
- 証人（小川 稔君） はい。具体的な内容について、事細く記憶してございません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 我々の情報によりますと、それなりのやっぱり、この前段である委託、

また補助に関わる可能性があるとは判断しておりますが、そういった大きな情報かもしれないのですが、記憶にないということで間違いはないでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 具体的にいくと……

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。印象深いものであると思いますが、その印象もなかったということでもよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人、答えられればお答えください。

○証人（小川 稔君） 今おっしゃっているご質問の委託とか、補助とか、そういう相談というようなご発言だったと思いますが、それは誰に対しての補助とか、委託とかということをご想定してのご質問か、ちょっと確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今回の百条に関係があります陽光学園に対する補助や委託、そういったものを行う際に、今後、適格性の証明というものが必要になってくる話もあると思いますが、それに該当するような話であったのではないかの確認をしたいのですが、そういう意味で、インパクト、記憶があってしかるべきかなと判断はするのですが、そういった意味でも、そのときの内容、記憶がないということで確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） まず、委託についてですけれども、学童事業を委託するには、前段で学童を実施するという届出、これは福祉総務のほうに届け出るようになっております。その届出については、あくまでも一方的な届出ということで、許可は、たしか許可とかそういったものは出していないかと考えております。

また、補助金、今回の令和5年度、岩舟校に対する補助金につきましては、私が着任する前、令和4年度、そちらに予算要求をして、令和5年度当初予算ということで位置づけられていた内容ですので、基本、それは執行するという立場にありました。

以上でございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その情報提供によるものの調査、それによる指導は行いましたか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 補助の関係とちょっと時期がずれておまして、あくまでもそういう情報提供的な話は、令和7年に入ってからのお話だと思いますので、そこのまずつながり性はないのかなと、私は感じております。なお、調査に入ったかということにつきましては、適宜必要があれば担当のほうで入っていたと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 報告を受けた際、これはこの補助金事業の根底を覆す可能性を見て、部

長として何か指示を出した記憶はありますか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 補助金と委託ということで、少し切り分けをお願いしたいと思います。補助金は施設を運営する前に改修、環境整備補助金ということで支出していくものであり、委託料については、学童の事業、そちらの実績に応じて支払うものが委託料となっております。

また、委託料につきましては、すぐお金を支払うというシステムにはなっておりません。まず、たしか記憶ですと6か月ぐらいは様子を見るということもあります。そのほか要件としては、やっぱり最低でも子供は20名以上預からないと支払いはしないというような条件づけをしていたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 切り分けて話すということでいただきまして、ありがとうございます。

ただし、今回の要件といたしましては、委託が開始されることが条件の整備補助金であったという資料もございますが、部長としてはどのような認識でいらっしゃったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 国のほうの交付要綱の中では、委託ということではなく、翌年度に事業を実施するというのが条件であったと記憶しておりますので、お金が支払われる、支払われないに関係なく、その学童事業を実施するということが条件であったと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 学童をやるから申請、学童をやる予定で申請ができるという補助金であったということよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、私はそう理解しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ちょうど補助金の性質上、400万円、400万円、400万円と、国、県、市で分かれていたと思っています。国のほうが優先されるべきなのか、それとも栃木市の要綱等を大切にして進めるべきなのか。そこら辺のルールは覚えておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 補助金の要綱の考え方ですけれども、当然、国の補助、交付金を使う場合は、国の基準に当然合致しなければなりません。それを補完する意味で市の交付要綱等が整理されている、そういうふうに私は認識しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 例えば市で国の要綱、ルールをさらに弱めていくということは、基本はあり得ない。国のほうが基本になり、より厳しくすることはあっても緩めることはないという意味

でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その内部告発、ごめんなさい。情報提供について、何かお話しできる内容はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 申し訳ございませんが、この場ではお答えすることはできないと考えております。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 情報提供、内部通報についてなのですけれども、当時の小川部長が決裁をした情報というものは、補助金の返還請求を求めた土曜日の水増し請求の部分だったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 私が報告を受けた内容では、補助金の水増しかどうか、そういう可能性があるという内容であったと記憶しています。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） ほかに部長として決裁をした情報提供、内部通報というものはあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） すみません。それはこの陽光学園に限っての。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○証人（小川 稔君） 基本、今年の2月に受けたその情報提供だけしかございません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、その令和7年2月の情報提供には、複数の項目の情報があったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 申し訳ございません。そこまで細かい話、ことまで記憶にはちょっとないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 令和7年2月の情報提供については、全て調査をしている認識はありますか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 私が多分異動してからも、逐次、そこは確認を取っていたと思われま

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 異動してからというのは、前から。後ということですか。では、もう一回。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 私が役職を退いてからもという意味です。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 資料の提示をお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 許可いたします。

○委員（小平啓佑君） 古いほうの赤のインデックス1の4、事前協議と交付決定通知書になります。よろしいでしょうか。支出負担行為決議書、起票日、令和5年5月8日、決裁日、令和5年5月8日のものです。これは、部長の欄に当時の小川部長としての印を押してあるものなのですけれども、この書類は押されましたか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、押しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） めくっていきますと、事前協議、補助金申請事前協議書がございまして、その1枚戻っていただくと、回議用紙、こちらは令和5年4月4日起案の決裁、4月4日、こちらも当時の小川部長の印鑑を押してありますけれども、こちらも押されましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） はい、押しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、この回議用紙、事前協議書、この印は4月4日の起案、決裁になっていきますけれども、いつ押しましたか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） こちら辺の話につきまして、細かい内容に多分踏み込んでいかれると思いますが、そこはこの場での答えは控えさせてもらいたいと思いますので、個人的なお話もありますので、秘密会にさせていただけるとありがたいと考えております。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。この件に関しては秘密会にしたいと思います。ほかの質問の終わった後、秘密会にいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、秘密会で回答したいとの申出がありましたので、ここで秘密会に切り替えたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

それでは、秘密会といたします。

傍聴者の方、報道機関の方、申し訳ございませんが、一旦ご退室をお願いいたします。

〔傍聴者退室〕

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

〔傍聴者着席〕

○委員長（内海まさかず君） 会議を再開したいと思います。

皆様、何かございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 資料でいいますと、赤い1の4の支出負担行為決議書というところに、ようやく小川部長の捺印があるかと思うのですけれども、これは先ほど、私の判こで間違いないですよということでおっしゃっているので、その中身のほうについてお伺いします。これ証人の皆様全員に聞いているのですけれども、この数字について、部内で正当性についての協議を指示、指導、部長の立場からしたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 確認なのですけれども、中身の指示、指導ということは、ちょっと具体的にどういうことを指示、指導したということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。皆さんから聞かれますが、この金額が妥当だということを調査もしくは研究しろというようなことは、部長の立場からおっしゃったことはあったでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） この金額については、先ほども申し上げましたように、前年度の予算編成の中で組み込まれてきた上限額と認識しております。そういったことから、その内容については、その時点で、ざっくりでしょうけれども、聞き取り等行いながら積み上げてきたものだと思いますので、私の中ではこの金額をクリアしていることが確認できればよしと捉えておりました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、施工後の確認は書類では分からない部分も多々あったものと考えますが、現場を確認する人間には、その数字との比較をきちっと見てくるようにといったお話はしていないのですね。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 一般の建築工事の場合ですと、市の建築の担当者、そういったものが関わりますけれども、このような事業費補助的なものに関しましては、所管課での対応となります。となりますと、当然そこにたけた人間は配置されておりませんので、事務職である係員、担当職員が現場での状況を確認する。そこまでしか、ちょっと対応はできていないというのが現状でございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それについては証人のおっしゃるとおりだと思います。事務職の人間が、この材料は幾らするのだということを看破するのは非常に厳しいと。しかしながら、備品の数、もしくは物品のレベルといいますか、性能等については事務職の方では分かると思います。事例を挙げさせていただきますと、岩舟校においては税込み162万円を超えるような高額なA3カラー印刷機等が購入されておりますが、部長はそういった値段のものが購入されているということについては把握をされていらっしゃったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 申し訳ないのですが、当時どういふふうにもそこを認識していたか、現状ではちょっと、過去をはかって述べることはちょっとできません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 部長の立場のところには詳細な報告は、恐らく上がっていなかったのだろうと。部長には、確認、行ってまいりました、問題がないようですといったような報告しか、実際には上がっていないのだろうと推測をしますが、そういったことでよろしかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 申し訳ないですけれども、現場確認してきました、特に問題なく整備は進んでいますとか、そういった内容が上がってきたものだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 果たして、それがこの学童保育を所管することも未来部のトップとして通常だったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） 今回の補助金については、環境整備ということで、学童事業の中で子供たちのために使いやすい備品とか、または子供たちにいろんなものを提供するために必要な備品ということでの内容となっていたと理解しておりますので、これが高額であったということは確かに事実でありますけれども、その必要性ということも、担当のほうで確認を取った上で上げてきたものと理解しております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 過ぎた話でございますが、仮に担当のほうの判断が間違っていたということ

になりますと、当時の部長責任にもつながってくる可能性があるのですが、そのときの部下の判断は間違っていなかったと、今でも、そのときは判断したということによろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 小川証人。

○証人（小川 稔君） おっしゃるとおりですし、決裁の中でも、私が判こを押しているということは、そのようなことであると当然ながら考えております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内海まさかず君） では、最後に私のほうから少しお尋ねいたします。

当時の職場環境についてお尋ねしたいのですが、小川証人が部長になったときには人員を増やしているということですが、それまでの環境というものに問題があったと思われませんか。

○証人（小川 稔君） 職場環境の問題というよりも、社会情勢で非常に苦勞した時代が私の前であったかなと思います。令和元年からコロナがはやってしましまして、当時、私はほかの部門におりましたけれども、学童の支援員が足りない、コロナにかかると大変だということで、各課に動員要請が出ていた時代もありました。そういう中で、少人数で令和4年の頃も対応していたということをお聞きすると、人員不足ということもあったのではなかろうかと思われませんか。そういう意味においては、令和6年に係員が増員できたということは非常によかったのかなと。やはり子供、少子化は進んでいるけれども、どういうわけか学童に関しては待機が出てきている。栃木市の場合ですと、国レベルでいいますと、小学校4年ぐらいまででもいいですよという自治体がありますけれども、本市は小学校6年生まで対応しています。その6年生というのが、最近になっては増えていたというのが、私が部長で対応していた時代の学童の子供たちの推移となっております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 以上で小川稔さんに対する尋問を終了いたします。

小川稔さんにおかれましては、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

ご退席お願いいたします。

〔小川 稔証人退室〕

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、日程第2、その他に入りたいと思います。

証人喚問の出頭すべき時間を変更する必要が生じたので、お諮りいたします。

11月4日火曜日午前11時に出席を要請しております神長利之氏の出頭時間を午後3時15分に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、これに伴いまして、同日予定しております川田俊介議員の参考人招致の時間も繰り下がります。

また、証人喚問に関する手続に関しては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上で本日の会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2時22分）